

## いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし実施要項

### 1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、本市の観光・文化などの多彩な魅力を紹介するとともに、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

#### (1) 観光

ア 大会参加者等に、本市の観光地や物産品、郷土芸能、自然、歴史及び文化等を紹介するため、観光パンフレットを案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

イ 大会参加者等に、本市の多彩な魅力に触れる機会を創出する。

#### (2) おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。

イ 競技会場において、本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を促進する。

### 3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

#### 附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。